

| 第88回 定時株主総会 |

招集ご通知

■日時

平成30年3月29日（木曜日）午前10時

■場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

| 目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件	11
事業報告	34
連結計算書類	60
計算書類	63
監査報告書	66

(証券コード 4186)

平成30年3月7日

株 主 各 位

川崎市中原区中丸子150番地

東京応化工業株式会社

取締役社長 阿久津 郁夫

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

3頁から4頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日(木曜日)午前10時
(開催日が前回定時株主総会(平成29年6月28日)に相当する日と離れておりますのは、当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したことに伴い、移行期である第88期(当事業年度)が平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月となっているためであります。)
 2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第88期(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html>）に掲載しております。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tok.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成30年3月29日(木曜日) 午前10時

場所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年3月28日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。


行使期限 平成30年3月28日(水曜日) 午後5時30分まで

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の際の注意点

- ① 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことにより行うことができます（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）。
- ② スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使は、バーコード読取機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
- ③ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ④ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ⑤ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027 受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた製造設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40%以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、株主還元策として自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき32円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、平成29年11月にお支払いいたしました1株につき32円の間配当金と合わせて、1株につき64円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金32円 総額1,346,526,816円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月30日


第2号議案 取締役8名選任の件


取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者は、次のとおりであります。


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>あくつ いくお 阿久津 郁夫 (昭和34年4月27日生)</p>	昭和57年4月 当社入社 平成15年4月 当社製造技術部長 平成15年10月 当社先端材料開発二部長 平成19年4月 台湾東應化股份有限公司 董事長兼總經理 平成21年6月 当社執行役員経営企画室長 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画室長 平成23年6月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	13,300株
	取締役候補者とした理由 阿久津郁夫氏は、代表取締役取締役社長に就任後、グループトップとして当社グループの経営を牽引し、中期計画の諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		
2 再任	 <p>さとう はるとし 佐藤 晴俊 (昭和36年6月1日生)</p>	昭和59年4月 当社入社 平成16年4月 当社品質保証部長 平成19年4月 当社先端材料開発二部長 平成20年4月 当社先端材料開発一部長 平成21年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 平成23年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長 平成29年6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長 現在に至る	8,900株
	取締役候補者とした理由 佐藤晴俊氏は、米国子会社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		


候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>みづき くにお 水木 國雄 (昭和34年2月10日生)</p>	<p>昭和60年10月 当社入社 平成17年4月 当社総務部長 平成21年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成24年6月 当社執行役員総務本部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役員総務本部長 平成29年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長</p>	7,265株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>水木國雄氏は、総務部長を経て、総務本部長に就任し、情報管理体制、危機管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびにIR（投資家向け広報）の充実など、コーポレートガバナンス強化の業務に取り組んでおり、担当業務の経験を通じて、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>とくたけ のぶお 徳竹 信生 (昭和36年4月2日生)</p>	<p>昭和59年4月 当社入社 平成15年10月 台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理 平成19年4月 当社品質保証部長 平成21年6月 当社生産管理統括部長兼品質保証部長 平成25年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員材料事業本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事</p>	3,747株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>徳竹信生氏は、製品開発、米国子会社での駐在、台湾子会社の董事長兼総経理等を経て、材料事業本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	 <p>やまだ けいいち 山田 敬一 (昭和33年4月4日生)</p>	昭和58年4月 日本合成ゴム株式会社（現JSR株式会社）入社 平成13年4月 JSR株式会社九州営業所 所長 平成14年5月 シプレイ・ファーイースト株式会社（現ローム・アンド・ハース電子材料株式会社）Business Director 平成16年4月 ローム・アンド・ハース電子材料株式会社 General Manager Japan 平成20年4月 当社電子営業統括部副統括部長 平成24年6月 当社営業本部副本部長 平成25年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 台湾東應化股份有限公司 董事 Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V. 取締役	8,799株
		取締役候補者とした理由 山田敬一氏は、前職で培った製品開発および販売・マーケティングに関する見識や豊富な経験に加え、当社に入社して以降、主力製品の販売・マーケティングに従事し、営業本部長に就任するなど、電子材料業界や当社事業の特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	 <p>たねいち のりあき 種市 順昭 (昭和37年11月23日生)</p>	昭和61年4月 当社入社 平成21年6月 当社営業開発部長 平成23年6月 当社新事業開発部長 平成27年6月 当社執行役員新事業開発室副室長 平成29年6月 当社取締役兼執行役員新事業開発室長 現在に至る	1,460株
		取締役候補者とした理由 種市順昭氏は、米国会社社での駐在、主力製品の販売・マーケティング、新事業開発の責任者等を経て、新事業開発室長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野にも精通しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">再任</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">社外</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; text-align: center;">独立役員</p>	 <p style="text-align: center;">くりもと ひろし 栗本 弘嗣 (昭和22年8月26日生)</p>	<p>昭和45年4月 オイレス工業株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成15年6月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年6月 同社代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役（社外取締役） 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 平成27年6月 同社相談役 平成28年6月 同社顧問 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) オイレス工業株式会社 顧問</p>	<p style="text-align: center;">1,000株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立役員	 <p>せきぐち のりこ 関口 典子 (昭和39年1月23日生)</p>	昭和61年4月 マニファクチャラーズ・ハノーバー銀行（現JPモルガン・チェース銀行）入行 平成3年10月 監査法人朝日新和会計社（現有責任あずさ監査法人）入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成10年2月 日本放送協会入局 平成13年12月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 平成14年1月 公認会計士再登録 平成16年7月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成22年11月 関口公認会計士事務所 所長 現在に至る 平成23年4月 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 現在に至る 平成23年7月 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 現在に至る 平成24年7月 税理士登録 平成27年6月 当社取締役（社外取締役） 現在に至る （重要な兼職の状況） 関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員	500株
		社外取締役候補者とした理由 関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、これまでに当社の社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与されたご経験はないものの、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 栗本弘嗣および関口典子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者である栗本弘嗣および関口典子の両氏が当社の社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、栗本弘嗣氏が3年9カ月、関口典子氏が2年9カ月であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、栗本弘嗣および関口典子の両氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年6月25日開催の第85回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することにつき、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛成によりご承認いただきましたが、本対応方針の有効期間が本総会終結の時までであることから、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成30年2月23日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、以下<本対応方針を継続する必要性>に記載のとおり、本対応方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定いたしました。

本議案は、本対応方針の継続についてご承認をお願いするものであります。

本総会において、出席株主の皆様のご賛成によりご承認いただいた場合、本対応方針の有効期間は、本総会終結の時から平成33年の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針の継続につきましては、本取締役会において社外取締役2名を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、これに賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、当社株式等の大規模な買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、当該買付行為そのものを阻止することを目的とするものではありません。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模な買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

本対応方針の主要な変更点は、以下のとおりであり、また、本対応方針の内容は、15頁から29頁までに記載のとおりであります。

- ① 大規模買付情報の提供期間について、その起算日を変更し、上限を明確化いたしました。
- ② 本対応方針に基づく対抗措置の発動に際して、株主の皆様を直接的に反映するべく、大規模買付ルールを遵守していない場合を除き、当社取締役会から独立した組織である特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合には、株主意思確認手続を実施し、当社取締役会にかかる株主意思確認手続の結果に従うことといたしました（下記「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」の「(6) 株主意思確認手続の実施」および「(7) 対抗措置発動の手続き」）。

- ③ その他、本対応方針をより分かりやすいものとするよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

＜本対応方針を継続する必要性＞

当社は、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について多面的・総合的に検討を重ねてまいりました。当社は、エレクトロニクス市場の最先端分野に身を置いており、急速な技術革新に対応し、多様な顧客ニーズに的確に答えていくためには、短期的・濫用的な当社株式等の大規模な買付行為を企図する者に対して牽制力を備えつつ、中長期的視点に基づく戦略的な意思決定を継続していくことが、企業価値向上の観点から重要であると考えております。こうした中、当社は、今後の持続可能な成長の実現に向けて、経営陣が企業価値向上のための経営に集中できるよう、引き続き、会社支配権に影響を与える当社株式等の大規模な買付行為に関して一定の情報提供ルールを設ける必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、本総会において、本対応方針の継続をご提案させていただくことといたしました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、長年にわたり国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダー（利害関係者）と良好な信頼関係を築き上げてきたほか、独自に開発した新技術と蓄積した技術資源をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に活かした経営を行うことで、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させてまいりました。とりわけ、エレクトロニクス市場の最先端分野において事業活動を展開する当社にとって、顧客のニーズをいち早く先取りし、新技術・新製品に対する研究開発、卓越した高品質保持のための投資を行うなど、ステークホルダーとの信頼関係や専門的な技術知見に裏打ちされた形で中長期的な視点に基づく経営・事業方針を決定することが、当社株主共同の利益および当社企業価値を最大化するうえで必要不可欠になると考えております。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土

化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、大規模な買付行為であっても、当社株主共同の利益および当社企業価値に資するものであれば、これを否定するものではありませんが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難ですので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行いまは行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまは行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

(2) 「tok中期計画2018」における企業価値向上の取組み

平成30年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2018」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」および「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」を全社戦略に掲げ、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し企業価値創造を推し進めてまいります。

① 事業ポートフォリオの変革

新規ビジネスの開拓につきましては、当社グループの開発拠点の中核である相模事業所内にオープンイノベーション等を可能とする研究開発棟を新たに建設することにより、独自性のある技術開発の取組みを強化してまいります。また、既存ビジネスにつきましては、競争優位性を確保するため、高付加価値製品の開発にこだわりを持ち続け、顧客満足に徹した研究開発を着実に実行してまいります。これらの取組みにより、事業および製品ポートフォリオの変革を推進してまいります。

② 顧客密着戦略の進化

国内拠点に加え主要な海外拠点においても、経営資源の分配やサービス体制の最適化を図りつつ、販売・生産・研究開発機能の三位一体体制の充実・強化を推進してまいります。これらにより強固な顧客基盤を構築し、ブランド力の向上と製品シェアの拡大を目指してまいります。

③ グローバルに対応できる人材の開発を推進

当社グループ全体でグローバルに活躍できる人材の育成に努めるほか、グローバルビジネスに対応できる人材を積極的に登用することで、異なる価値観や専門分野を持つ人材が存分に能力を発揮し、多様な視点で考える組織の形成に尽力してまいります。

④ 経営基盤強化とTOKグループ構想の実現

企業価値の向上と経営リスク低減を目的として、当社グループ全体を統括する管理体制の効率化を図り、グループマネジメントの高度化を推進してまいります。また、当社グループ全体の意識を共有し、相乗効果を高めることにより、今後とも独自性のある価値を創造し持続可能な成長を実現するよう努めてまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上については株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております（社外取締役には役割に鑑みストックオプションを付与しないこととしております。）。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(4) 株主還元の方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40%以上の配当を継続的に実施するとともに、株主還元策として自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

当社取締役会は、上記「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、これに反する者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。当社取締役会は、このような不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか

否かについて適切に判断できるようにするため、本対応方針を策定し、当該買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、当該買付行為を行いまは行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができるものとしたします。

大規模買付ルールの内容は、以下のとおりであり、その概要につきましては、ご参考として30頁に記載の「大規模買付ルールの概要」をご参照ください。

(1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針は、以下のいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付者は、あらかじめ本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付けまたはこれに類似する行為
- ② 当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②および29頁に記載の別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」(注3)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語でご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、「①大規模買付者の名称および住所」、「②設立準拠法」、「③代表者の氏名」、「④国内連絡先」、「⑤提案する大規模買付行為の概要」、「⑥大規模買付者が現に保有する当社株式等の数および今後取得予定の当社株式等の数」、ならびに「⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約」を日本語で記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を日本語で作成し、大規模買付者に交付いたします。また、当社は、大規模買付者から大規模買付情報を提供いただいた場合、速やかにこれを特別委員会に送付いたします。当初提供いただいた情報のみでは株主の皆様のご判断および当社取締役会の検討・評価のために不十分であると当社取締役会および特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求める期間を引き延ばすなどの恣意的な運用を

避ける観点から、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、大規模買付情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による検討・評価（下記「(3) 当社取締役会による検討・評価」）を開始するものとします（ただし、大規模買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付対価の種類・金額、買付けの時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- ③ 大規模買付価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡が存在する場合にはその内容および当該第三者の概要
- ⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資本構成、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、相手方および担保契約等の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等または合意の種類、相手方ならびに担保契約等または合意の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等または合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

- ⑨ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑪ その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日（ただし、大規模買付者からの延長申請に基づき情報提供期間を延長する場合には延長後の情報提供期間の満了日）のいずれか早い日の方をもって終了するものとします。

（注8） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(3) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、情報提供期間が終了した後、その翌日を起算日として、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には最長60日間が、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間が、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

当社取締役会が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当てとします。その概要につきましては、28頁から29頁までの別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」に記

載のとおりですが、新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとしています。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為に対する対抗措置は発動いたしません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損し、かつ対抗措置の発動が相当と当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。

- (イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行っている判断される場合（いわゆる、「グリーンメーラー」である場合）
- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式等の買収を行っている判断される場合
- (ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買収を行っている判断される場合
- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の買収を行っている判断される場合

(ホ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

(5) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置を発動するべきか否かにつきましては、当社取締役会が最終的に判断を行います。当社取締役会による恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

当社取締役会は、対抗措置発動の是非を決定する際は、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものとします。

なお、特別委員会に関する規程の概要につきましては、ご参考として31頁に記載の「特別委員会に関する規程の概要」を、また、本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員につきましては、ご参考として32頁から33頁までに記載の「特別委員会の委員およびその略歴」をそれぞれご参照ください。また、特別委員会が行った勧告、その判断の概要等につきましては、適時・適切に情報開示を行います。

(6) 株主意思確認手続の実施

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当該大規模買付行為が上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の②(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に係る株主の皆様の意思を直接確認するべく、実務上可能な限り速やかに、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）における

投票、または書面投票のいずれかを選択し、実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

当社取締役会は、株主意思確認総会における投票または書面投票のいずれにより株主の皆様意思確認を行うかを決定のうえ、かかる手続きの実施に必要な事項とあわせ、速やかに情報開示いたします。

株主意思確認手続において対抗措置の発動または不発動について決定がなされた場合、当社取締役会は、当該決定に従うものとします。

株主意思確認総会における投票または書面投票の結果は、当社の株主総会における普通決議の要件に準じて決するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会における投票または書面投票の結果その他当社取締役が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(7) 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。
- ② 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- ③ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。
- ④ 当社取締役会は、上記「(6) 株主意思確認手続の実施」に定める株主意思確認手続において、対抗措置の発動の決定がなされた場合、当該決定に従って、対抗措置の発動の決議を行うものといたします。
- ⑤ 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものといたします。

(8) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

(9) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、大規模買付ルールを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとしします。

(10) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および東京証券取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者およびそのグループにつきましては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「(8)対抗措置の中止または発動の停止」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

③ 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受けることとなります。

また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込金は1株当

たり1円等の名目的金額となる予定です。)

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないことなどを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

(1) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件に発効するものとし、その有効期間は、本総会の終結の時から平成33年の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本対応方針の変更は、都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします（法令改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の変更といった軽微な変更につきましては、特別委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて本対応方針を修正することがあります。）。

(2) 本対応方針の合理性

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

本対応方針は、上記「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」に記載のとおり、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものです。また、上記「(11) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本総会においてご賛同いただいた後も、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

加えて、上記「(6) 株主意思確認手続の実施」に記載のとおり、大規模買付者により本対応方針に規定する手続きが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当該大規模買付行為が上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の②(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施し、本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動について、株主の皆様のご意思を直接確認したうえで、かかる株主意思確認手続の結果に従って、対抗措置の発動または不発動の決議を行うこととしております。

④ 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、上記「(5) 特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

本対応方針は、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「(11) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策(取

締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙)

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

「①特定大量保有者」（注1）、「②その共同保有者」（注2）、「③特定大量買付者」（注3）、「④その特別関係者」もしくは「⑤上記①から④までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者」、または「⑥上記①から⑤までに記載の者の関連者」（注4）は、新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、別途調整がない限り当社普通株式1株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。なお、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者に対し、その者が有する新株予約権の対価として現金の交付を行わないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合その他当社取締役会において別途定める場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

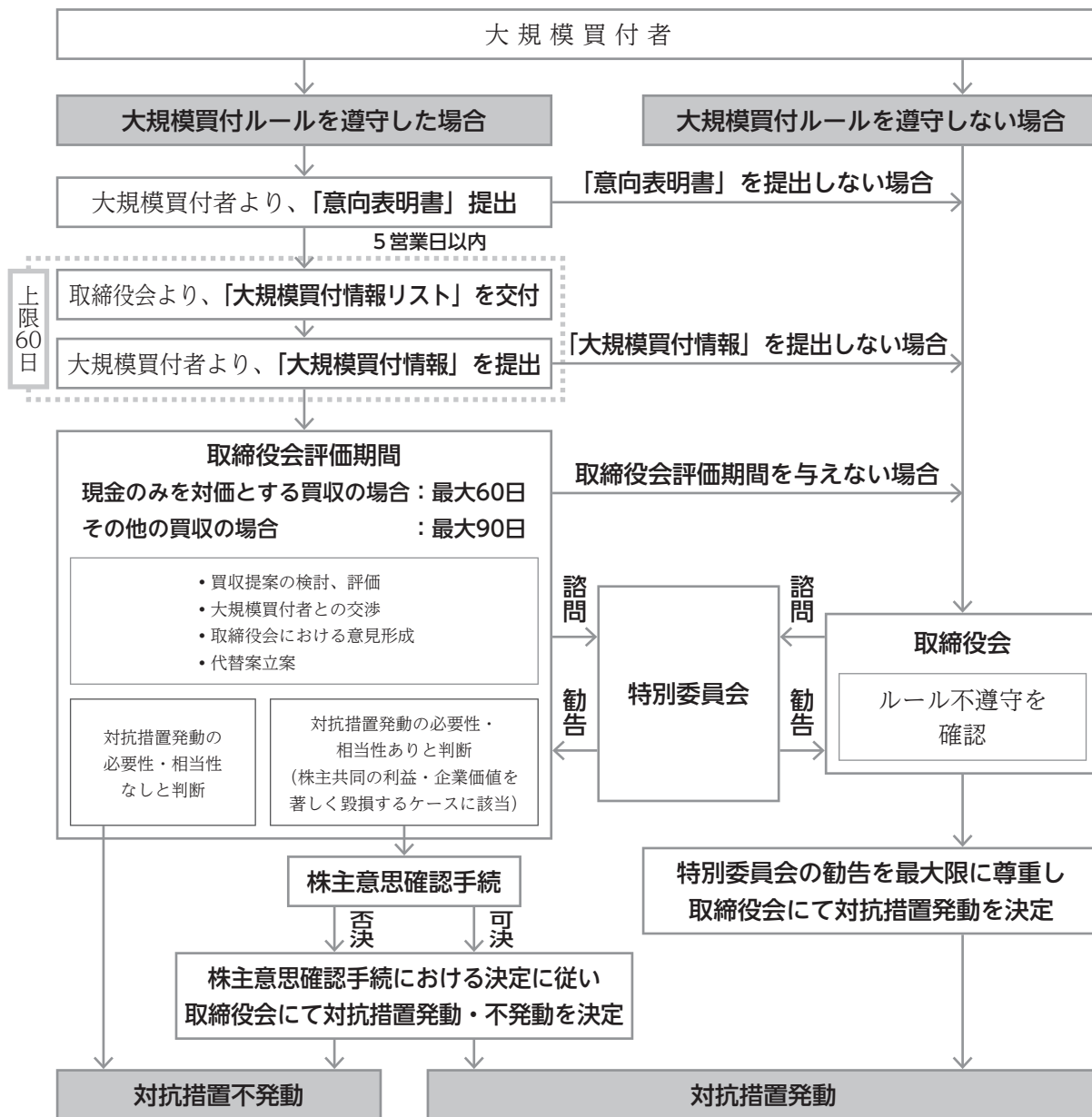
(注2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

(注3) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合とその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

(注4) ある者の「関連者」とは、特別委員会の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(ご参考)

大規模買付ルールの概要



特別委員会に関する規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任する。
3. 特別委員会は、互選により委員長を定め、委員長は特別委員会の議長となる。
4. 特別委員会は、委員長が招集するものとし、各委員は委員長に対して特別委員会の招集を請求することができる。
5. 特別委員会の勧告決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。また、勧告決議が可否同数のときは、議長がこれを決する。
6. 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針に従って、対抗措置発動の是非について判断し、当社取締役会に対し勧告を行う。また、特別委員会は、本対応方針に係る当社取締役会からの諮問に対して勧告を行う。勧告にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するか否かの観点から判断するものとし、自己または当社取締役の利益を図ることを目的としてはならない。
7. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人または従業員に対し、情報の提供または特別委員会への出席を求めることができる。
8. 特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができるよう要請することができる。

特別委員会の委員およびその略歴

本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております
特別委員会の委員およびその略歴は、次のとおりであります。

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴
くりもと ひろし 栗本 弘嗣 (昭和22年8月26日生)	昭和45年4月 オイレス工業株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成18年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年6月 同社代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役(社外取締役) 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 平成27年6月 同社相談役 平成28年6月 同社顧問 現在に至る
こすぎ たけお 小杉 丈夫 (昭和17年3月23日生)	昭和43年4月 大阪地方裁判所判事補 昭和49年5月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 昭和49年6月 松尾法律事務所(現弁護士法人松尾綜合法律事務所)入所 現在に至る 平成21年6月 株式会社東芝 取締役(社外取締役)(平成26年6月まで) 平成22年6月 富士フィルムホールディングス株式会社 監査役(社外監査役)(平成28年6月まで)

氏名 (生年月日)	略歴
せきぐち のりこ 関口典子 (昭和39年1月23日生)	昭和61年4月 マニファクチャラーズ・ハノーバー銀行(現JPモルガン・チェース銀行) 入行(昭和63年6月まで)
	平成3年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入所(平成10年1月まで)
	平成6年3月 公認会計士登録
	平成10年2月 日本放送協会入局(平成13年6月まで)
	平成13年12月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社(平成16年6月まで)
	平成14年1月 公認会計士再登録
	平成16年7月 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人) 入所(平成22年10月まで)
	平成22年11月 関口公認会計士事務所 所長 現在に至る
	平成23年4月 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 現在に至る
	平成23年7月 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 現在に至る
	平成24年7月 税理士登録
	平成27年6月 当社取締役(社外取締役) 現在に至る

- (注) 1. 栗本弘嗣および関口典子の両氏は、当社の社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 小杉丈夫氏および弁護士法人松尾綜合法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
3. 関口典子氏および関口公認会計士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
4. 上記各氏と当社および当社取締役との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)

当社は、平成29年6月28日開催の第87回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、当事業年度より事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更し、また、3月決算の子会社も12月決算に変更しております。従いまして、経過期間である当連結会計年度は、当社および3月決算であった子会社が平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月間、また、従前より12月決算であった子会社が平成29年1月1日から平成29年12月31日までの12カ月間を連結対象期間とした変則決算となっております。このため、前年比較にあたっては、前年度の実績を当年度と同一期間に調整しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国における景気の持ち直しの動きに加え、ユーロ圏や米国においても景気回復が続くなど、総じて回復の動きが継続しました。また、日本経済は、企業業績の回復を背景に雇用・所得環境の改善傾向が続くとともに、個人消費も持ち直しの動きがみられ、総じて緩やかな景気回復基調を維持しました。

当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界におきましては、パソコンやタブレット端末の需要の落込みはありましたものの、スマートフォンの販売が高水準を維持したことに加え、データサーバー市場の成長等が半導体市場を牽引したことにより総じて好調に推移しました。

このような情勢の下、当社グループは、平成32年度のありたい姿の実現に向け、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、中期計画「tok中期計画2018」の全社戦略に掲げた「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」、「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」の深化に総力を挙げて取り組んでまいりました。

まず、当社グループでは、次世代半導体製造プロセスとして実用化の迫る極端紫外線用フォトレジストの開発に注力し、高い顧客評価を獲得することができました。さらに、将来を担う新規事業に繋がる技術開発に取り組み、新たな価値の創出を目的とし、主力開発拠点である相模事業所内に研究開発棟および関連施設の建設を決定いたしました。加えて、販売・生産・研究開発機能の三位一体のサービス提供を通して、市場の拡大が進む三次元メモリ向けエキシマレーザー用フォトレジスト、最先端プロセスに対応した半導体用フォトレジスト付属薬品、技術革新の進む半導体製造の後工程分野で

使用されるパッケージ用フォトレジストの拡販に努め、着実な成果をあげてまいりました。また、グローバルに活躍できる人材の創出・育成に向けた教育プログラムの継続的な実施に加え、当社グループが一体となり企業価値向上と内包するリスクの低減を図るべく、経営管理体制の強化や効率化を進めるなど、経営基盤の強化に向けた諸施策を講じてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、924億11百万円（前年同一期間比14.4%増）となりました。利益面におきましては、円安傾向で推移した為替による好影響はありましたものの、積極的な設備投資に伴う減価償却費等の経費増加に加え、原油価格上昇等に伴う原材料価格の高騰や決算期変更に伴う一時的費用が発生したことから、営業利益は91億94百万円（同1.3%減）、経常利益は97億20百万円（同6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は60億7百万円（同9.5%増）となりました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

【材料事業】

〔エレクトロニクス機能材料部門〕

半導体用フォトレジストは、エキシマレーザー用フォトレジストが三次元メモリ向けに引き続き拡大したほか、大手ユーザーにおける最先端プロセスを適用した半導体の量産が本格化したことで、販売は堅調に推移し、売上は増加いたしました。また、高密度実装材料では、ユーザーニーズを的確に捉えた研究開発・営業活動が奏功し、半導体パッケージ用フォトレジストおよびMEMS（微小電気機械システム）用フォトレジストの販売が増加したことから、売上を伸ばすことができました。さらに、ディスプレイ用フォトレジストは、高精細ディスプレイ向け製品がユーザーで採用されるなど、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の売上高は、512億30百万円（前年同一期間比8.3%増）となりました。

〔高純度化学薬品部門〕

半導体用フォトレジスト付属薬品は、アジア地域においてユーザーにおける最先端プロセス製造ラインの立上げが進み、大幅に販売が伸長したことで、売上は増加いたしました。また、ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品は、アジア地域を中心にユーザー需要が拡大したことから、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の売上高は、386億76百万円（同24.7%増）となりました。

以上の結果、材料事業の内部取引を除いた売上高は、905億31百万円（同14.8%増）となりました。

	前年同一期間	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業 売上高	78,842百万円	90,531百万円	11,688百万円増	14.8%増

【装置事業】

[プロセス機器部門]

半導体の高機能、高性能化に貢献するシリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」は、三次元実装市場において、データサーバー向けでは新規半導体製造用に実績を重ねているものの、パソコンやスマートフォン向けなどでは、市場規模の拡大に力強さを欠いていることからユーザーにおける生産能力の増強投資が抑制されており、売上は減少いたしました。

この結果、装置事業の内部取引を除いた売上高は、18億80百万円（前年同一期間比2.0%減）となりました。

	前年同一期間	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業 売上高	1,918百万円	1,880百万円	38百万円減	2.0%減

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は67億31百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。

① 材料事業

台湾東應化股份有限公司（台湾）における高純度化学薬品の製造設備増強、TOK尖端材料株式会社（韓国）における品質管理増強等の投資を中心に65億39百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末現在継続中の主要な設備投資は、当社相模事業所における研究開発棟および関連施設等であります。

② 装置事業

当社湘南事業所における最先端製品用の研究開発投資を中心に1億35百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 全社（共通）

情報システム関連機器等を中心に55百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、穏やかな景気拡大基調を維持し、引き続き回復が見込まれておりますものの、米国政権運営やEU諸国の政治的混乱、東アジアにおける地政学的リスク、不安定な原油価格の動向など、依然として不透明感を拭えない状況が続くものと推察されます。

このような情勢の下、当社グループは、平成30年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2018」を推進しており、ICT（情報通信技術）市場の世界的な拡大を背景に、次の4つの全社戦略を掲げ、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し企業価値創造を推し進めてまいります。

① 事業ポートフォリオの変革

新規ビジネスの開拓につきましては、当社グループの開発拠点の中核である相模事業所内にオープンイノベーション等を可能とする研究開発棟を新たに建設することにより、独自性のある技術開発の取組みを強化してまいります。また、既存ビジネスにつきましては、競争優位性を確保するため、高付加価値製品の開発にこだわりを持ち続け、顧客満足に徹した研究開発を着実に実行してまいります。これらの取組みにより、事業および製品ポートフォリオの変革を推進してまいります。

② 顧客密着戦略の進化

国内拠点に加え主要な海外拠点においても、経営資源の分配やサービス体制の最適化を図りつつ、販売・生産・研究開発機能の三位一体体制の充実・強化を推進してまいります。これらにより強固な顧客基盤を構築し、ブランド力の向上と製品シェアの拡大を目指してまいります。

③ グローバルに対応できる人材の開発を推進

当社グループ全体でグローバルに活躍できる人材の育成に努めるほか、グローバルビジネスに対応できる人材を積極的に登用することで、異なる価値観や専門分野を持つ人材が存分に能力を発揮し、多様な視点で考える組織の形成に尽力してまいります。

④ 経営基盤強化とTOKグループ構想の実現

企業価値の向上と経営リスク低減を目的として、当社グループ全体を統括する管理体制の効率化を図り、グループマネジメントの高度化を推進してまいります。また、当社グループ全体の意識を共有し、相乗効果を高めることにより、今後とも独自性のある価値を創造し持続可能な成長を実現するよう努めてまいります。

当社グループは、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」という創業以来の経営理念の下、経営ビジョンである「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」の実現に向け取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化、内部統制の充実等、コーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、CSR（企業の社会的責任）の一層の推進を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 85 期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	第 86 期 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	第 87 期 自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	第 88 期 (当連結会計年度) 自平成29年4月1日 至平成29年12月31日
売上高 (百万円)	88,086	89,969	88,764	92,411
営業利益 (百万円)	13,253	12,438	9,954	9,194
経常利益 (百万円)	14,443	12,684	9,867	9,720
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	8,818	7,716	6,343	6,007
1株当たり当期純利益	196円61銭	177円30銭	146円18銭	138円31銭
純資産 (百万円)	151,999	147,270	152,931	153,517
総資産 (百万円)	174,863	167,300	174,492	178,681

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、第86期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 第88期(当連結会計年度)につきましては、決算期変更により当社および3月決算であった子会社は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9カ月間を連結対象期間としております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成29年12月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万台湾ドル	70%	フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売
長春應化(常熟)有限公司	6,041万中国元	51%	フォトレジスト付属薬品の製造および販売
TOK先端材料株式会社	900億韓国ウォン	90%	フォトレジストの開発、製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の販売

(7) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

① 材料事業

部門	主要製品	主な用途
エレクトロニクス機能材料	フォトレジスト被膜形成用塗布液	半導体・ディスプレイ・電子部品・太陽電池製造用
高純度化学薬品	フォトレジスト付属薬品 無機化学薬品 有機化学薬品	半導体・ディスプレイ・電子部品・化粧品・電池製造用および化学品

② 装置事業

部門	主要製品	主な用途
プロセス機器	貼付・分離装置 貼付・分離用材料 塗布・現像装置 薬液自動供給装置	半導体・ディスプレイ製造用

(8) 主要な営業所および工場 (平成29年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市	熊 谷 工 場	埼玉県熊谷市
相 模 事 業 所	神奈川県高座郡	御 殿 場 工 場	静岡県御殿場市
湘 南 事 業 所	神奈川県高座郡	阿 蘇 工 場	熊本県阿蘇市
郡 山 工 場	福島県郡山市	流 通 セ ン タ ー	神奈川県海老名市
宇 都 宮 工 場	栃木県宇都宮市		

② 子会社

(イ) 国内

名 称	所 在 地
熊 谷 応 化 株 式 会 社	埼玉県熊谷市
ティ ー オ ー ケ ー エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	神奈川県川崎市
ティ ー オ ー ケ ー テ ク ノ サ ー ビ ス 株 式 会 社	神奈川県高座郡
オ ー カ サ ー ビ ス 株 式 会 社	神奈川県川崎市

(ロ) 海外

名 称	所 在 地
T O K Y O O H K A K O G Y O A M E R I C A , I N C .	米 国
台 湾 東 應 化 股 份 有 限 公 司	台 湾
長 春 應 化 (常 熟) 有 限 公 司	中 国
T o k y o O h k a K o g y o E u r o p e B . V .	オ ラ ン ダ
T O K 尖 端 材 料 株 式 会 社	韓 国

(9) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
材 料 事 業	1,399 名	13名増
装 置 事 業	84	2名増
全社 (共通)	128	—
合 計	1,611	15名増

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (13名) および嘱託者 (67名) を含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,184 名	2名減	43.1 歳	20.6 年

(注) 使用人数には、当社から当社外への出向者 (100名) および嘱託者 (66名) を含めず、当社外から当社への出向者 (2名) を含めております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 197,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 45,100,000株（自己株式3,021,037株を含む）
 (3) 株主数 4,955名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	3,409 千株	8.10 %
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,923	6.95
明治安田生命保険相互会社	1,826	4.34
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	1,485	3.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,207	2.87
日立化成株式会社	1,069	2.54
株式会社横浜銀行	1,026	2.44
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.34
三菱UFJ信託銀行株式会社	953	2.27
三菱UFJキャピタル株式会社	860	2.04

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,021千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数（42,078,963株）を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年11月7日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式を取得いたしました。
 なお、当該決議に基づき、同年12月31日までに取得した当社普通株式は1,592,800株（取得価額の総額は7,805,943,994円）であります。

取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の数	2,035,400株
取得価額の総額	9,999,375,479円
取得期間	平成29年11月8日から平成30年2月9日まで

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

保有者	名称 (発行年月日)	保有者数	保有数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権 (平成25年1月10日)	1名	60個	当社普通株式 6,000株	1,759円	平成28年6月1日から 平成31年5月31日まで
	第2回新株予約権 (平成26年8月5日)	5	138	当社普通株式 13,800株	1	平成26年8月6日から 平成56年8月5日まで
	第3回新株予約権 (平成27年8月4日)	6	104	当社普通株式 10,400株	1	平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで
	第4回新株予約権 (平成28年8月4日)	6	167	当社普通株式 16,700株	1	平成28年8月5日から 平成58年8月4日まで
	第5回新株予約権 (平成29年8月4日)	6	89	当社普通株式 8,900株	1	平成29年8月5日から 平成59年8月4日まで
監査役	第2回新株予約権 (平成26年8月5日)	1	16	当社普通株式 1,600株	1	平成26年8月6日から 平成56年8月5日まで
	第3回新株予約権 (平成27年8月4日)	1	11	当社普通株式 1,100株	1	平成27年8月5日から 平成57年8月4日まで

- (注) 1. 取締役保有分には、執行役員分として交付した新株予約権を含めております。
2. 監査役保有分は、監査役就任前に執行役員分として交付した新株予約権であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

交付対象者	名称 (発行年月日)	交付者数	交付数	目的となる株式の種類および数	1株当たりの行使価額	権利行使期間
当社執行役員	第5回新株予約権 (平成29年8月4日)	5名	56個	当社普通株式 5,600株	1円	平成29年8月5日から 平成59年8月4日まで

- (注) 上記は、当社の取締役を兼務していない執行役員に交付した新株予約権であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役社長	阿久津 郁 夫	執行役員社長	
取 締 役	佐 藤 晴 俊	常務執行役員長 開発本部長	
取 締 役	水 木 國 雄	常務執行役員長 総務本部長	オーカサービス株式会社 代表取締役取締役社長
取 締 役	徳 竹 信 生	執行役員 材料事業本部長	TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事
取 締 役	山 田 敬 一	執行役員 営業本部長	台湾東應化股份有限公司 董事 Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V. 取締役
取 締 役	種 市 順 昭	執行役員 新事業開発室長	
取 締 役	栗 本 弘 嗣		オイレス工業株式会社 顧問
取 締 役	関 口 典 子		関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員
常 勤 監 査 役	藤 下 一		
監 査 役	斎 藤 広 志		
監 査 役	深 田 一 政		東京海上日動火災保険株式会社 顧問
監 査 役	高 橋 浩一郎		明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役 会長

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 平成29年6月28日開催の第87回定時株主総会において、種市順昭氏は取締役に、深田一政および高橋浩一郎の両氏は監査役に、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 平成29年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、取締役駒野博司、監査役新保誠一および監査役米田克巳の各氏は、任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度中の監査役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏名	変更前	変更後	変更年月日
齋藤 広志	監査役 (株式会社三菱UFJトラスト 投資工学研究所 顧問)	監査役 (-)	平成29年6月30日
深田 一政	監査役 (一般社団法人日本損害保険協会 常務理事)	監査役 (-)	平成29年6月30日
深田 一政	監査役 (-)	監査役 (東京海上日動火災保険株式会社 顧問)	平成29年7月1日
深田 一政	監査役 (東京海上日動火災保険株式会社 顧問)	監査役 (-)	平成29年12月31日

2. 取締役栗本弘嗣および取締役関口典子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役齋藤広志、監査役深田一政および監査役高橋浩一郎の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役齋藤広志、監査役深田一政および監査役高橋浩一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

専務執行役員	(経理本部長)	柴村 洋一
専務執行役員	(経営企画室長)	萩原 嘉男
常務執行役員	(TOK尖端材料株式会社 代表理事社長)	柴垣 篤郎
執行役員	(TOK尖端材料株式会社 代表理事副社長)	張 俊
執行役員	(開発本部副本部長)	佐藤 和史
執行役員	(台湾東應化股份有限公司 董事長兼総経理)	入野 浩一
執行役員	(材料事業本部副本部長)	村上 裕一
執行役員	(TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役社長)	土井 宏介
執行役員	(プロセス機器事業本部長)	本川 司

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、監査役齋藤広志、監査役深田一政および監査役高橋浩一郎の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9 名	144 百万円
監 査 役	6	37
合 計	15	181

- (注) 1. 上記には、第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含めております。
2. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬等を含めておりません。
3. 取締役の支給額には、取締役8名（うち、社外取締役2名）に対する当事業年度の役員賞与引当金繰入額13百万円を含めております。
4. 取締役の支給額には、社外取締役を除く取締役7名に対するストックオプション報酬として割り当てた新株予約権の当事業年度の費用計上額15百万円を含めております。
5. 上記の支給額のうち、社外取締役2名および社外監査役5名の報酬等の総額は35百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役	栗 本 弘 嗣	オイレス工業株式会社 顧問	特別の関係はありません。
取 締 役	関 口 典 子	関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員	特別の関係はありません。
監 査 役	深 田 一 政	東京海上日動火災保険株式会社 顧問	特別の関係はありません。
監 査 役	高 橋 浩 一 郎	明治安田システム・テクノロジー株式会社 代表取締役会長	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	栗 本 弘 嗣	当事業年度開催の取締役会11回の全て（出席率 100%）に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
取 締 役	関 口 典 子	当事業年度開催の取締役会11回の全て（出席率 100%）に出席し、主に公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
監 査 役	斎 藤 広 志	当事業年度開催の取締役会11回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会10回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監 査 役	深 田 一 政	平成29年6月28日就任以降開催の取締役会8回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会7回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監 査 役	高 橋 浩 一 郎	平成29年6月28日就任以降開催の取締役会8回のうち7回（出席率 88%）に、また、監査役会7回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50 百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、決算期変更に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査の適正性および職務執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

【当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 「コンプライアンス行動基準」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。
- ② 取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。
- ③ 法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ④ 取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役はこれらの情報に係る文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を常時閲覧できるものとする。
- ③ 総務本部長を委員長とする情報管理委員会を設置し、当社グループにおける有用な情報資産の保護および管理を行い、かつ適切な情報資産の共有を図る。

【当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループのコンティンジェンシー・プランである事業継続計画の策定を行い、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。
- ② 当社が保有する金融資産の保全および効率的な運営を行うとともに、財務リスクから当社の資産・負債と利益の効率的かつ機動的な保全を図る。

【当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。
- ② 執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。
- ③ 「取締役会規程」等に基づき、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。
- ④ 取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。

【当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとする。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ① 不測の事態や危機の発生時にグループの事業の継続を図るため、事業継続計画を子会社の役員にも周知する。
- ② 子会社に対し、事業を継続させるための組織および活動について指導する。また、海外子会社においては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。
- ③ 子会社に対し、内在する財務リスクの軽減策等の指導を行う。

(子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ① グループ中期計画を策定し、事業年度毎のグループ全体の重点経営目標および予算等を定めるとともに、定期的に当社および子会社においてグループの経営方針等を共有する体制を構築する。
- ② グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ③ 子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

(子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

- ① 子会社に対し各社の「コンプライアンス行動基準」を制定させるとともに、すべての役職員に周知徹底を図らせることにより、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- ② 子会社の役職員が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。

(その他)

監査室は子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内部統制に関する指導を行う。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

【監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査役の指揮命令に従う体制を構築する。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

- ① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。
 - (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項
 - (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等
 - (ハ) 重要な意思決定に係る文書等
 - (ニ) 監査室が実施した内部監査の結果
- ② 当社および子会社は、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

【監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

【その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【コンプライアンス体制】

- ① 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 海外子会社から当社への内部通報事案報告制度を整備するなど、グループ・コンプライアンス体制の改善を図りました。

【情報の保存および管理体制】

- ① 「情報管理基本規程」に基づき、情報管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 「文書整理保存規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を種類毎に保存期間を定め、適切に保存・管理しております。また、当社および国内子会社において「文書整理保存規程」の改定等を実施し、保存・管理の充実化を図りました。
- ③ 当社グループにおける有用な情報資産の保護、管理および共有に係る教育とルールを整備を進めました。

【リスクマネジメント体制】

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 当社および国内子会社では「事業継続計画」および「初期行動基準」の定期見直しを、また、海外子会社では「初期行動基準」の定期見直しを、それぞれ実施いたしました。
- ③ 「財務リスク管理規程」に基づき、取締役会において当社グループ内での財務リスク状況の報告を行うとともに、年次の対応方針を決定いたしました。

【効率的な職務執行体制】

- ① 平成30年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2018」の進捗管理を定期的に行い、取締役会に報告しております。
- ② 取締役会（当事業年度中に計11回）、執行役員会（当事業年度中に計9回）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行いました。

- ③ 取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施いたしました。
- ④ 当社および子会社における承認プロセスを見直したほか、効率的かつ適正な意思決定を行うための体制を整備いたしました。
- ⑤ 当社グループ内でのグループ共通の課題に対する審議や情報共有を目的に、各種会議を定期的
に開催し連携を図っております。

【業務執行の報告およびその他のグループ内部統制体制】

- ① 「子会社管理規程」に基づき、子会社から月次業務報告書の提出を受けております。加えて、海外子会社から当社取締役会等において年次報告を受けております。
- ② 当社と子会社との一体性を確保し、当社グループの企業価値向上を図ることを目的とした方針や規程を整備し、運用を開始いたしました。
- ③ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、内部統制評価を年1回実施し、内部統制委員会に報告するとともに、その概要を取締役に報告いたしました。

【監査役関連体制】

- ① 監査役は、取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧および当社グループの国内外拠点における往査を通じて、取締役の職務執行に対する監査を行っております。
- ② 監査役は、代表取締役に対して定期的なヒアリングを行うほか、監査室および会計監査人と定期的に情報・意見交換を行うなど、連携して監査の実効性と効率性を高めております。
- ③ 監査役（常勤監査役および社外監査役）は、社外取締役との定期的な会合を開催することとし、社外取締役との情報・意見交換に努めております。
- ④ 監査役の職務を補助すべき兼任の使用人を1名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまは行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたって培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

(ロ) 「tok中期計画2018」における企業価値向上の取組み

平成30年度を最終年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2018」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」および「経営基盤強化とTOKグループ構想の実現」を全社戦略に掲げ、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し企業価値創造を推し進めてまいります。

(ハ) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております（社外取締役には役割に鑑みストックオプションを付与しないこととしております。）。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(ニ) 株主還元の方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40%以上の配当を継続的に実施するとともに、株主還元策として自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行いまは行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成27年6月25日開催の第85回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第85回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様のご意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tok.co.jp/content/download/2637/40347/file/150521.pdf>) をご覧ください。

なお、買収防衛策の有効期間は、平成30年3月29日開催の第88回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時までであることから、平成30年2月23日開催の当社取締役会において、買収防衛策を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することにつき決定し、本総会にて議案を付議することといたしました。詳細につきましては、同日付で公表するとともに、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tok.co.jp/content/download/4193/59903/file/180223.pdf>) に掲載しております。また、本総会に付議する議案の詳細につきましては、11頁から33頁までに記載の「第3号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び預金		44,181	1 支払手形及び買掛金		10,444
2 受取手形及び売掛金		22,554	2 未払金		4,872
3 有価証券		2,000	3 未払法人税等		962
4 商品及び製品		6,610	4 繰延税金負債		329
5 仕掛品		4,343	5 前受金		236
6 原材料及び貯蔵品		4,939	6 賞与引当金		1,839
7 繰延税金資産		1,574	7 役員賞与引当金		13
8 その他		1,671	8 製品保証引当金		16
貸倒引当金		△157	9 その他		3,029
流動資産合計		87,719	流動負債合計		21,742
II 固定資産			II 固定負債		
1 有形固定資産			1 繰延税金負債		2,533
(1) 建物及び構築物	62,902		2 退職給付に係る負債		262
減価償却累計額	△41,059	21,843	3 資産除去債務		88
(2) 機械装置及び運搬具	56,406		4 その他		537
減価償却累計額	△44,171	12,234	固定負債合計		3,421
(3) 工具、器具及び備品	20,684		負債合計		25,163
減価償却累計額	△16,256	4,428	(純資産の部)		
(4) 土地		9,120	I 株主資本		
(5) 建設仮勘定		4,077	1 資本金		14,640
有形固定資産合計		51,703	2 資本剰余金		15,207
2 無形固定資産		490	3 利益剰余金		116,904
3 投資その他の資産			4 自己株式		△11,732
(1) 投資有価証券		17,651	株主資本合計		135,020
(2) 長期貸付金		8	II その他の包括利益累計額		
(3) 退職給付に係る資産		2,352	1 その他有価証券評価差額金		6,893
(4) 繰延税金資産		145	2 為替換算調整勘定		4,646
(5) 長期預金		18,000	3 退職給付に係る調整累計額		335
(6) その他		865	その他の包括利益累計額合計		11,875
貸倒引当金		△255	III 新株予約権		247
投資その他の資産合計		38,768	IV 非支配株主持分		6,373
固定資産合計		90,962	純資産合計		153,517
資産合計		178,681	負債純資産合計		178,681

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	額
I 売上高		92,411
II 売上原価		63,805
売上総利益		28,606
III 販売費及び一般管理費		19,411
営業利益		9,194
IV 営業外収益		
1 受取利息	63	
2 受取配当金	245	
3 為替差益	726	
4 その他の他	376	1,412
V 営業外費用		
1 デリバティブ評価損	789	
2 その他の他	96	886
経常利益		9,720
VI 特別利益		
1 持分変動利益	196	
2 その他の他	0	196
VII 特別損失		
1 減損損失	242	
2 固定資産除却損	169	
3 その他の他	11	423
税金等調整前当期純利益		9,492
法人税、住民税及び事業税	2,140	
法人税等調整額	348	2,489
当期純利益		7,003
非支配株主に帰属する当期純利益		996
親会社株主に帰属する当期純利益		6,007

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日期首残高	14,640	15,207	113,708	△4,086	139,470
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,793		△2,793
親会社株主に帰属する当期純利益			6,007		6,007
自己株式の取得				△7,809	△7,809
自己株式の処分			△18	163	144
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,195	△7,646	△4,450
平成29年12月31日期末残高	14,640	15,207	116,904	△11,732	135,020

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非支配株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成29年4月1日期首残高	4,694	3,533	△139	8,088	221	5,150	152,931
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,793
親会社株主に帰属する当期純利益							6,007
自己株式の取得							△7,809
自己株式の処分					△26		118
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,199	1,112	475	3,787	52	1,222	5,062
連結会計年度中の変動額合計	2,199	1,112	475	3,787	26	1,222	585
平成29年12月31日期末残高	6,893	4,646	335	11,875	247	6,373	153,517

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	25,923	1 電子記録債	426
2 受取手形	1,506	2 買掛金	5,995
3 売掛金	21,404	3 未払金	2,174
4 有価証券	2,000	4 未払費用	1,367
5 商品及び製品	2,615	5 未払法人税等	67
6 仕掛品	2,599	6 前受金	233
7 原材料及び貯蔵品	3,857	7 預り金	539
8 前払費用	239	8 賞与引当金	1,672
9 繰延税金資産	871	9 役員賞与引当金	13
10 その他の引当金	6,274	10 製品保証引当金	16
貸倒引当金	△182	11 設備関係未払金	2,874
流動資産合計	67,110	12 その他の流動負債合計	384
II 固定資産		流動負債合計	15,765
1 有形固定資産		II 固定負債	
(1) 建物	10,731	1 繰延税金負債	1,304
(2) 構築物	1,083	2 退職給付引当金	544
(3) 機械及び装置	5,323	3 資産除去債	88
(4) 車両運搬具	10	4 その他の固定負債合計	24
(5) 工具、器具及び備品	2,479	固定負債合計	1,962
(6) 土地	6,977	負債合計	17,728
(7) 建設仮勘定	2,378	(純資産の部)	
有形固定資産合計	28,985	I 株主資本	
2 無形固定資産		1 資本金	14,640
(1) ソフトウェア	250	2 資本剰余金	15,207
(2) その他	74	(1) 資本準備金	15,207
無形固定資産合計	325	資本剰余金合計	15,207
3 投資その他の資産		3 利益剰余金	1,640
(1) 投資有価証券	16,486	(1) 利益準備金	
(2) 関係会社株式	8,952	(2) その他利益剰余金	533
(3) 関係会社出資金	400	固定資産圧縮積立金	74,253
(4) 従業員に対する長期貸付金	8	別途積立金	26,501
(5) 関係会社長期貸付金	3,000	繰越利益剰余金	101,288
(6) 破産更生債権等	199	利益剰余金合計	102,928
(7) 長期前払費用	107	4 自己株式	△11,732
(8) 前払年金費用	2,330	株主資本合計	121,045
(9) 長期預金	18,000	II 評価・換算差額等	
(10) その他	214	1 その他有価証券評価差額金	6,893
貸倒引当金	△207	評価・換算差額等合計	6,893
投資その他の資産合計	49,493	III 新株予約権	247
固定資産合計	78,804	純資産合計	128,186
資産合計	145,914	負債純資産合計	145,914

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	額
I 売 上 高		50,149
II 売 上 原 価		30,113
売 上 総 利 益		20,036
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,293
営 業 利 益		4,743
IV 営 業 外 収 益		
1 受 取 利 息	91	
2 受 取 配 当 金	1,278	
3 為 替 差 益	267	
4 そ の 他	233	1,870
V 営 業 外 費 用		
1 デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	196	
2 そ の 他	33	229
経 常 利 益		6,384
VI 特 別 利 益		
1 そ の 他	0	0
VII 特 別 損 失		
1 減 損 損 失	207	
2 固 定 資 産 除 却 損	169	
3 そ の 他	7	384
税 引 前 当 期 純 利 益		5,999
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	863	
法 人 税 等 調 整 額	141	1,004
当 期 純 利 益		4,995

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成29年4月1日期首残高	14,640	15,207	15,207	1,640	555	74,253	24,295
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△22		22
剰余金の配当							△2,793
当期純利益							4,995
自己株式の取得							
自己株式の処分							△18
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△22	-	2,205
平成29年12月31日期末残高	14,640	15,207	15,207	1,640	533	74,253	26,501

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成29年4月1日期首残高	100,745	△4,086	126,507	4,694	4,694	221	131,423
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-				-
剰余金の配当	△2,793		△2,793				△2,793
当期純利益	4,995		4,995				4,995
自己株式の取得	-	△7,809	△7,809				△7,809
自己株式の処分	△18	163	144			△26	118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				2,199	2,199	52	2,252
事業年度中の変動額合計	2,183	△7,646	△5,462	2,199	2,199	26	△3,236
平成29年12月31日期末残高	102,928	△11,732	121,045	6,893	6,893	247	128,186

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

東京応化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 東海林 雅 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

東京応化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東海林 雅 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年2月23日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 下 一 ⑩

監 査 役 齋 藤 広 志 ⑩

監 査 役 深 田 一 政 ⑩

監 査 役 高 橋 浩 一 郎 ⑩

(注) 監査役齋藤広志、監査役深田一政および監査役高橋浩一郎の各氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 川崎市中原区中丸子150番地
当社本社 5階第一会議室
電話 (044)435-3000(代表)

下車駅 JR横須賀線・湘南新宿ライン
武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約5分
JR南武線
武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分
東急東横線・目黒線
武蔵小杉駅〈南口1〉徒歩約8分、〈中央口2〉徒歩約12分

※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅中央口2経由のルートは歩道が広いので、歩きやすくなっております。

